

魚津市公告第6号

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の取り消しについて

指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所等」という。）として指定している施設が廃止されたことにより、当該施設の指定避難所等の指定を取り消したので、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第2項及び第49条の7第2項の規定により公告する。

令和4年2月22日

魚津市長 村椿 晃

1 指定避難所等の名称、所在地及び指定の種別

| 名称 | 所在地 | 指定の種別 | |
|--------|-----------|------------|-------|
| | | 指定緊急避難場所 | 指定避難所 |
| 旧片貝公民館 | 魚津市島尻1535 | 洪水、土砂災害、地震 | ○ |

2 指定避難所等の指定を取り消した日

令和4年2月22日

3 指定避難所等の指定を取り消した理由

施設の廃止（取り壊し）